

# 健康診断(法第66条)

- **健康診断の4形態**

**雇入れ時の健康診断**

**定期健康診断**

**特定業務従事者健康診断(坑内・深夜業、  
多量高熱物体取扱い業務等)**

**海外派遣者健康診断(海外に6ヶ月以上  
派遣される者又は派遣された者)**

# 雇入時の健康診断(則第43条)

- 1.雇入時(全規模・業種の常時使用労働者)
- 2.省略(健康診断受診後3カ月未経過者)

結果証明書の提出で可

## 3.項目

既往歴・業務歴      自覚・他覚症状  
身長・体重・腹囲・視力・聴力      胸部X線  
血圧      貧血      肝機能      血中脂質  
血糖      尿      心電図

## 定期健康診断(則第44条)

1.時期 1年以内毎に1回(常時使用労働者)

2.項目 既往歴・業務歴 自覚・他覚症状  
身長・体重・腹囲・視力・聴力  
胸部X線 & 喀痰 血圧 貧血  
肝機能 血中脂質 血糖  
尿 心電図

3.( 身長・腹囲、 については一定  
基準により、医師が必要ないと認めるとき)  
省略可。1年以内に受診項目も省略化。

## 定期健康診断(則第44条)

項目	省略の要件
身長	20歳以上の者
腹囲	40歳未満の者(35歳は実施) 妊娠中女性 BMI20未満の者 等
胸部エックス線  喀痰検査	40歳未満で以下以外の者のうち、医師が認めた者 20、25、30、35歳の者 3年に1回のじん肺健診対象者等 喀痰は、他にエックス線検査で病変が確認されない者
貧血,肝機能, 血中脂質,血 糖,心電図	40歳未満の者(35歳は実施)

# 特定業務従事者の健康診断(則第45条)

- 1.時期 当該業務への配置換時・6ヵ月毎
- 2.対象業務 深夜業を含む業務、多量高熱  
物体取扱い業務等
- 3.項目(6ヶ月以内受診項目は省略化)  
既往歴・業務歴 自覚・他覚症状  
身長・体重・腹囲・視力・聴力  
胸部X線 & 喀痰  
血圧 貧血 肝機能 血中脂質  
血糖 尿 心電図

## **海外派遣者の健康診断(則第45条の2)**

- 1.海外に6ヶ月以上派遣しようとするとき、又は  
6ヶ月以上派遣した労働者を国内の業務に就  
かせるとき**
- 2.項目(定期健康診断項目に加え)**
  - 腹部画像診断 血液中の尿酸値**
  - B型肝炎ウィルス抗体検査**
  - 血液型検査(派遣前)**
  - 糞便塗抹検査(派遣後)**

# その他の健康診断

- 1.給食従業員の健康診断(則第47条)**  
雇入時、給食業務への配置換え時に検便
- 2.歯科医師による健康診断(法66条3項)**  
令22条3項で従事する労働者(塩酸・硝酸・硫酸等)に対し雇入れ配置換え、6ヵ月ごと1回